

令和3年1月12日

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う各委託業者様及び取引業者様の  
各施設入館時のご協力について

新春の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

常日頃から当事業団の運営に関しましては、ご指導、ご協力を賜り心から厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年1月7日に埼玉県を含む1都3県に緊急事態宣言が発出されました。当事業団といたしましては、あらためて新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、下記のとおりの対応とさせていただきますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

①（基本的な対策【追加有り】）

- (1) 郵送やFAX、電話等で対応できる場合は、来館を控えてください。
- (2) 書類の受け渡しは事前に電話連絡をしたうえで来館してください。正面玄関まで職員が伺います。
- (3) 施設内に感染を広げる恐れがあるため、家族等に発熱等の症状があり感染が疑われる場合は、来館を控えてください。

②（やむを得ず各施設へ入館する場合）

- (1) 必ず検温を実施し、発熱または風邪の症状がある方等、体調の悪い方の来館はご遠慮くださるようお願いいたします。
- (2) 来館の際にはマスクの着用及び手指消毒をお願いいたします。
- (3) 館内での密集、密接状態に留意してください。
- (4) 館内ではマスクを着用し、概ね2メートルのソーシャルディスタンスを確保してください。
- (5) 物品の受け渡し等は、正面玄関の出入口でお願いいたします。

③（サンテピアについては、上記②の他に次の事項にご留意ください）

- (1) 来所者名簿がありますので、日時、氏名、人数、訪問先等の記入をお願いします。
- (2) 平日の日中は正面玄関より、夜間、土日祝日は夜間受付より入館してください。
- (3) エレベーターは使用しないようお願いします。やむを得ず使用する場合は、小型（左側）を使用してください。
- (4) トイレのご利用はご遠慮願います。やむを得ずご利用する場合は、正面玄関の右側のトイレを使用してください。その際は事務所の職員にひと声おかけください。
- (5) 保守点検または修繕等により入館される場合は、受付にて入館証をお渡ししますので、常時入館証の携帯をお願いします。入館証はお帰りの際に返却してください。

何か不明点がございましたら、本部事務局施設係までご連絡をお願いします。

川口市社会福祉事業団 本部事務局施設係 048-229-0127